

法令名	旧法定外公共物（国土交通省所管法定外国有財産）関係各法令（地方自治法、各市町村法定外公共物管理条例又は国有財産法）
制度の趣旨	いわゆる赤線、青線等の官有財産を宅地開発やゴルフ場用地などに用いる場合には、申請をして、用途廃止及び払下げ処分等を受ける必要があります。
許認可等権者 手続の概要	<p>1 対象となる財産</p> <p>(1) 道路法の適用を受けない道路（里道、農道、いわゆる赤線）。</p> <p>(2) 河川法の適用を受けない水路、ため池など（いわゆる青線など）。</p> <p>2 各種手続き</p> <p>(1) 各市町村法定外公共物管理担当課に当該財産の所管を確認してください。</p> <p>(2) 用途廃止、払下げ及び使用許可の手続き等については、所管官庁にお問い合わせください。</p> <p>※参考 法定外公共物の市町村譲与について</p> <p>いわゆる赤線、青線等の法定外公共物は、国土交通省所管国有財産であり、徳島県が法定受託事務として財産管理を行っていましたが、地方分権推進計画に基づく、いわゆる地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、国有財産特別措置法の一部が改正されたことにより、法定外公共物のうち、現に機能を有している里道・水路等の法定外公共物について、国から市町村に譲与する根拠規定が設けられました。</p> <p>市町村への譲与は、各市町村からの申請に基づいて進められ、平成17年3月31日までに完了し、市町村に譲与されなかった法定外公共物は平成17年4月1日付けをもって一括して用途廃止され、財務省（四国財務局徳島財務事務所）へ引き継がれました。</p> <p>したがって、平成17年4月以降は、国から市町村へ譲与された法定外公共物は市町村有財産として市町村が管理し、また、徳島県内の市町村へ譲与されなかった法定外公共物は国（財務省四国財務局徳島財務事務所）において直接管理を行うこととなります。</p>
照会先	各市町村・旧法定外公共物管理担当課、財務省四国財務局徳島財務事務所管財課